

実務経験証明書例（高圧電気工事技術者試験合格で、電気工事業者に雇用され、一般用電気工作物の実務経験がある場合）

氏名	京都 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
有資格区分 (取得年月日)	ア 第二種電気工事士免状(京都府 第〇〇〇〇〇号) 平成12年4月12日取得 イ その他(高圧電気工事技術者試験合格)平成11年 5月14日取得		
期間	(※1) 平成12年5月～15年7月 通算 3年2ヶ月間		
<試験合格の場合> ア 一般用電気工作物の設置・変更等の工事に従事していた。 (一般家庭用の屋内配線工事など) イ 500kW以上で受電する自家用電気工作物の工事をして (※2「主任技術者選任又は解任届出書」(実務経験の現場のビル等)を 産業省へ提出している届出書の写し)の提出が必要。なお、実務経験証明書の証明者 と「主任技術者選任又は解任届出書」に記載されている事業者が異なる場合は、証明 者と事業者の関係を示す(委任状等の写し)の提出が必要になります。 ウ その他 (高圧電気工事技術者試験合格日及び第二種 電気工事士免状取得日以降)			
<認定の場合> ア 委託契約等により電気設備を保守管理していた。(ビル・工場等の受電設備の保守管理) {所属会社の証明が必要} イ その他 (高圧電気工事技術者試験合格後、電気に関する工事をしていた。) 上記のとおり、電気工事士法に規定する実務経験を有することを証明します。 平成 20年 3月 15日			
所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇		
会社名(事業所名)	京都株式会社 京都市上京区		
代表者氏名 (必ず雇用者が証明)	代表取締役 京都 次郎 代表取締役印		
電気工事業登録(届出)番号	京都府 (登録・届出) 第 〇〇〇〇〇〇 号		
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 <証明内容を確認できる連絡先>		

必ず記入

必ず記入

3年以上の実務
経験が必要

証明日は申請時以前3ヶ月以内

会社の場合
は代表取締役
印

必ず記入

- ※1 一般用電気工作物の工事に従事していた場合
- (1) 第二種電気工事士免状取得日より実務経験が発生
 - (2) 一般用電気工作物の工事は、第二種電気工事士免状を取得しないと従事できません。
 - (3) 一般用電気工作物の工事については、第二種電気工事士免状取得後、3年以上の電気に関する工事に従事した経験が必要です。

- ※2 契約電力が500kW以上の自家用電気工作物の工事の場合は、電気工事士法の規制対象外であり、電気主任技術者の指導・監督の下であれば無資格で工事に従事することができるため、実務経験に算定できます。
この場合、実務経験の現場のビル等の所有者が経済産業省に提出の「主任技術者選任又は解任届出書」の写しの提出が必要になります。

- ・次に示す電気工事は実務経験とみなされませんので、ご注意ください。
- ①電気工事士法施行令第1条に定める「軽微な工事」
 - ②電気工事士法施行規則第2条の2に定める「特殊電気工事」
 - ③電圧5万V以上で使用する架空電線路にかかる工事
 - ④保安通信設備にかかる工事
 - ⑤キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造
 - ⑥標準的なエアコン設置工事
 - ⑦無資格での一般用電気工作物の電気工事